



議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第11号	令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	2月26日	3月24日	可決
議第12号	令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)	2月26日	3月24日	可決
議第13号	令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第4号)	2月26日	3月24日	可決
議第14号	令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	2月26日	3月24日	可決
議第15号	令和2年度美濃市病院事業会計補正予算(第4号)	2月26日	3月24日	可決
議第16号	令和2年度美濃市上水道事業会計補正予算(第1号)	2月26日	3月24日	可決
議第17号	美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例について	2月26日	3月24日	可決
議第18号	美濃市債権管理条例について	2月26日	3月24日	可決
議第19号	美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	2月26日	3月24日	可決
議第20号	美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	2月26日	3月24日	可決
議第21号	美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	2月26日	3月24日	可決
議第22号	美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	2月26日	2月26日	可決
議第23号	美濃市国民健康保険条例及び美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	2月26日	3月24日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第24号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について	2月26日	3月24日	可決
議第25号	美濃市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	2月26日	3月24日	可決
議第26号	美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	2月26日	3月24日	可決
議第27号	美濃市第6次総合計画基本構想の策定について	2月26日	3月24日	可決
議第28号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第29号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第30号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第31号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第32号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第33号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第34号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第35号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第36号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第37号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第38号	公の施設の指定管理者の指定について	2月26日	3月24日	可決
議第39号	美濃市公平委員会委員の選任について	2月26日	2月26日	同意
議第40号	美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	3月24日	否決
議第41号	美濃市教育長の任命について	3月24日	3月24日	同意
市議第1号	専決処分事項の指定についての一部改正について	3月24日	3月24日	可決
市議第2号	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について	3月24日	3月24日	否決

承第 1 号 専決処分の承認について

令和2年度美濃市一般会計補正予算（第10号）

(内容) 補正額 4,000 千円  
補正後の額 14,046,703 千円

議第 1 号 令和3年度美濃市一般会計予算

(内容)

9,502,000 千円 (対前年度比 △11.9%)

議第 2 号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計予算

(内容)

2,567,164 千円 (対前年度比 △0.7%)

議第 3 号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算

(内容)

226,282 千円 (対前年度比 0.1%)

議第 4 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計予算

(内容)

995,848 千円 (対前年度比 7.9%)

議第 5 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計予算

(内容)

2,071,687 千円 (対前年度比  $\Delta$ 5.0%)

議第 6 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算

(内容)

549,714 千円 (対前年度比  $\Delta$ 0.6%)

議第 7 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計予算 (収益の支出+資本の支出)

(内容)

3,288,157 千円 (対前年度比 2.6%)

議第 8 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計予算 (収益の支出+資本の支出)

(内容)

602,980 千円 (対前年度比  $\Delta$ 12.0%)

議第 9 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 11 号)

(内容)

補正額  $\Delta$ 87,215 千円

補正後の額 13,959,488 千円

議第 10 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

(内容)

補正額  $\Delta$ 9,459 千円

補正後の額 2,596,850 千円

議第 11 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(内容)

補正額  $\Delta$ 1,007 千円

補正後の額 228,640 千円

### 議第12号 令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）

（内容）

補正額	△24,073	千円
補正後の額	922,599	千円

### 議第13号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）

（内容）

補正額	△47,190	千円
補正後の額	2,157,529	千円

### 議第14号 令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（内容）

補正額	1,196	千円
補正後の額	554,428	千円

### 議第15号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）

（内容）

	補正額	補正後の額
収益的収入	40,357 千円	2,728,292 千円
収益的支出	13,043 千円	2,860,880 千円
資本的収入	△26,260 千円	198,496 千円

### 議第16号 令和2年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）

（内容）

	補正額	補正後の額
収益的支出	△6,962 千円	375,411 千円
資本的収入	△14,733 千円	124,817 千円
資本的支出	△2,495 千円	300,593 千円

### 議第17号 美濃市職員の配偶者同行休業に関する条例について

（制定趣旨）

地方公務員法の規定に基づき、配偶者と生活を共にすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するため、条例を制定するもの。

（主な制定内容）

外国で勤務等をする配偶者と生活するために休業することを承認することについて規定する。

(施行期日)

令和3年4月1日

## 議第18号 美濃市債権管理条例について

(制定趣旨)

債権の管理に関し、市の統一的な処理基準を定めることにより、債権管理の適正化と事務の効率化を図り、もって市民負担の公平を確保し、及び円滑な行財政運営に資するため、この条例を制定するもの。

(制定内容)

市の債権（金銭債権）の適正な事務処理方法について規定する。

- 1 条例制定の目的を規定（第1条）
- 2 条例の定義及び他の法令等との関係を規定（第2条、第3条）
- 3 市長の責務、管理台帳の整備を規定（第4条、第5条）
- 4 庁内の情報共有を規定（第6条）
- 5 督促、滞納処分等、強制執行等を規定（第7条、第8条、第9条）
- 6 履行期限の繰上げ、債権の申出等を規定（第10条、第11条）
- 7 徴収停止、履行延期の特約等を規定（第12条、第13条）
- 8 免除、放棄、委任を規定（第14条、第15条、第16条）

(施行期日)

令和3年4月1日

## 議第19号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の改正を行うもの。

(主な改正内容)

地域密着型サービスの事業、地域密着型介護予防サービスの事業、指定介護予防支援等の事業及び指定居宅介護支援等の事業の実施に関して新たに次の規定を追加する。

- 1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等に必要な体制の整備に関する規定
- 2 介護保険等関連情報(厚生労働大臣が公表する要介護認定や介護給付の動向分析等の情報)等の活用に関する規定
- 3 人員要件の緩和、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、勤務体制の確保に関する規定
- 4 感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画の策定に関する規定

- 5 感染症の予防及びまん延防止のための措置に関する規定
- 6 電磁的な対応(パソコンで使用するファイル等)の活用に関する規定

(改正条例)

- 1 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年美濃市条例第1号)(第1条関係)
- 2 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年美濃市条例第2号)(第2条関係)
- 3 美濃市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(第3条関係)
- 4 美濃市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(第4条関係)

(施行期日)

令和3年4月1日(指定居宅介護支援等基準条例第16条に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日)

## 議第20号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃市児童センターの廃止に伴い、所要の改正をするもの。

(改正内容)

児童センター運営委員会を廃止するため、児童センター運営委員会委員に関する規定を削除する。

(施行期日)

令和3年4月1日

## 議第21号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃市福祉会館について、施設を使用する市民の利便性を考慮し、施設の管理及び使用の許可等の業務を中央公民館の事務局で行えるようにするため、これまでの指定管理者制度による管理を廃止し、市が直接管理することとするための条例改正を行う。

(主な改正内容)

美濃市福祉会館の管理について、指定管理者制度による管理を廃止し市の直接の管理とする。



(施行期日)

令和3年4月1日

## 議第22号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により電子資格確認が導入されることに伴い、受給者証の提示に係る規定の改正を行うもの。

(改正内容)

保険医療機関等で福祉医療費受給者証を提示して受診するときの、社会保険各法による医療保険の資格確認の方法を改める。

- ・各種医療保険の被保険者証等に添えて受給者証を提示

↓

- ・各種医療保険の被保険者等であることの確認を受けて受給者証を提示

(施行期日)

令和3年3月1日

## 議第23号 美濃市国民健康保険条例及び美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、条例で新型コロナウイルス感染症を定義するため引用している条項が削除されたことに伴い、その定義を改めるもの。

(改正内容)

新型コロナウイルス感染症の定義の改正

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定するもの

↓

- ・病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

(施行期日)

公布の日

## 議第24号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

介護保険法の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるもの並びに税制改正に対応した介護保険法施行令の改正及び新型コロナウイルス感染症関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- 1 本人が住民税課税者である第1号被保険者の介護保険料額の所得段階を判定する際の基準所得金額（前年の合計所得金額）の改正（第2条）
  - ・第7段階 200万円未満→210万円未満
  - ・第8段階 300万円未満→320万円未満
  - ・第9段階 300万円以上→320万円以上
- 2 保険料の額の算定の基礎に用いる合計所得金額について、譲渡所得の特別控除の適用がある場合は、特別控除額を控除した額とすることを追加（第5条）
- 3 延滞金特例基準割合の下限を定める規定を追加（附則第6条）
- 4 新型コロナウイルス感染症の定義の改正（附則第8条）

(施行期日)

令和3年4月1日（附則第6条及び附則第8条の改正は、公布の日）

## 議第25号 美濃市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(改正内容)

歩道の幅員に関する引用規定に生じた条項ずれを解消する。

- ・第2条第9号→第2条第10号

(施行期日)

令和3年4月1日

## 議第26号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

第1期美濃市消防団活性化計画に基づき、地域の実状に合わせ団員定数を変更し、並びに消防団員の成り手不足を解消するため報酬等の増額及び消防団員の資格要件の緩和を行うもの。

(改正内容)

- 1 消防団員の定数を470人から420人に減じ、分団ごとの定数の規定を無くす。(第2条、別表)
- 2 市内在住者のほか、市内に勤務している者に対しても消防団員の資格を与える。(第3条第1号)
- 3 46歳以上の者に対しても消防団員の資格を与える。(第3条第2号)
- 4 消防団員の年額報酬を増額する。(第12条)
- 5 消防団員の費用弁償を増額する。(第13条)

(施行期日)

令和3年4月1日

## 議第27号 美濃市第6次総合計画基本構想の策定について

(内容)

令和3年度から令和12年度までの10年間における美濃市のまちづくりの方向性を示す第6次総合計画の基本構想を策定するため、美濃市総合計画条例第6条の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議第28号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(地区集会施設・22施設)

施設の名称、指定管理者の名称及び指定期間

施設の名称	指定管理者の名称	指定期間
吉川町コミュニティセンター	吉川町自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
殿町コミュニティセンター	殿町自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
市営亀野住宅集会場	亀野町自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
口野々コミュニティセンター	口野々自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
市営梅山住宅集会所	梅山町自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
保木脇コミュニティセンター	保木脇自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
上河和コミュニティセンター	上河和自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

施設の名称	指定管理者の名称	指定期間
須原コミュニティセンター	須原自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
上須原集会場	須原自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
立花コミュニティセンター	立花自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
立花ふれあいセンター	立花自治会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)
長瀬地区集会場	長瀬自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
乙狩集会場	乙狩自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
藍川集会場	藍川自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
松森コミュニティセンター	松森自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
松森北コミュニティセンター	松森自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
生櫛南コミュニティセンター	生櫛自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
生櫛コミュニティセンター	生櫛自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
上生櫛集会場	生櫛自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
志摩公民センター	志摩自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
さくらヶ丘集会場	さくらヶ丘自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)
松倉台集会場	松倉台1丁目自治会	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

## 議第29号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(通所介護施設・1施設)

- 1 施設の名称 美濃北デイサービスセンター
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人美濃市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

### 議第30号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(障がい者地域活動支援センター・1施設)

- 1 施設の名称 美濃市地域活動支援センター 美濃市みのりの家作業所
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人美濃市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

### 議第31号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(転作促進技術研修施設・3施設)

- 1 施設の名称及び指定管理者の名称

施設の名称	指定管理者の名称
上野転作促進技術研修所	上野自治会
極楽寺転作促進技術研修所	極楽寺自治会
笠神転作促進技術研修所	笠神自治会

- 2 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

### 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(地域特産物直売施設・1施設)

- 1 施設の名称 みちくさ館
- 2 指定管理者の名称 美濃特産物直売組合
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

### 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(林業地区集会施設・2施設)

1 施設の名称及び指定管理者の名称

施設の名称	指定管理者の名称
横持集会場	保木脇自治会
板山集会場	片知板山自治会

2 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

**議第34号 公の施設の指定管理者の指定について**

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(こうぞ加工施設・1施設)

- 1 施設の名称 美濃市こうぞ加工施設
- 2 指定管理者の名称 美濃市こうぞ生産組合穴洞支部
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

**議第35号 公の施設の指定管理者の指定について**

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(こうぞ乾燥調製施設・1施設)

- 1 施設の名称 美濃市こうぞ乾燥調製施設
- 2 指定管理者の名称 美濃市こうぞ生産組合蕨生支部
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

**議第36号 公の施設の指定管理者の指定について**

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(女性団体、商工業者振興施設・1施設)

- 1 施設の名称 美濃市女性商工会館
- 2 指定管理者の名称 特定非営利活動法人美濃のすまいづくり
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

### 議第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

(観光案内施設・1 施設)

- 1 施設の名称 美濃市観光案内所
- 2 指定管理者の名称 一般社団法人美濃市観光協会
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(5 年間)

### 議第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

(観光施設・1 施設)

- 1 施設の名称 旧名鉄美濃駅
- 2 指定管理者の名称 一般社団法人美濃市観光協会
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(5 年間)

### 議第 39 号 美濃市公平委員会委員の選任について

(内容)

公平委員の任期満了に伴う候補者の推薦(再任)

氏 名 太 田 己 代 治

任 期 令和 7 年 3 月 31 日まで(4 年)

### 議第 40 号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

厳しい財政事情のもと、第 6 次総合計画及び新型コロナウイルス感染症対策を着実に推進するため、特別職の給与について、引き続き減額措置を講ずるもの。

(改正内容)

特例の期間の延長

- ・平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

↓

- ・令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(施行期日)

令和 3 年 4 月 1 日

#### 議第41号 美濃市教育長の任命について

(内容)

任期満了に伴う教育長の任命（新任）

氏 名 島 田 昌 紀

任 期 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年）

#### 市議第1号 専決処分事項の指定についての一部改正について

(改正趣旨)

美濃市債権管理条例の制定に伴い、金銭債権の迅速な徴収を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を新たに指定するもの。

(改正内容)

市長が専決処分することができる事項に、1件の金額が1,000,000円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関することを加える。

(施行期日)

令和3年4月1日

#### 市議第2号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例について

(制定趣旨)

厳しい財政事情のもと、市民生活への影響を鑑み、市政全般にわたる事業及び新型コロナウイルス感染症対策を着実に推進するため、議員の議員報酬月額の特例を定めるもの。

(制定内容)

議会の議員の議員報酬月額の特例を次のように定める。

・報酬月額（5%減）

	現行議員報酬月額		特例議員報酬月額
議 長	398,000円	→	378,000円
副議長	353,500円	→	335,000円
議 員	332,000円	→	315,000円

・特例の期間

令和3年4月1日から令和5年4月29日まで

(施行期日)

令和3年4月1日